

保育士給与官民格差是正法案

【保育士給与の官民格差の是正に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

保育士の給与水準について、公立保育所の保育士と民間保育所の保育士との間に格差が存在

→ 保育士給与の官民格差の是正を図るため、その格差の程度の把握、施設型給付費の見直し等について定める必要

1 保育所の保育士の給与の水準の把握

- ① 公立保育所の設置者は、公立保育所の保育士の給与の水準に関し必要な事項を厚生労働大臣に報告するとともに、公表するものとする。
- ② 国は、民間保育所の保育士の給与の水準を把握するための措置を講ずるものとする。

2 民間保育所の保育士の給与の水準の引上げ等

- ① 国は、民間保育所の保育士の給与水準の引上げを図るため、子ども・子育て支援法上の施設型給付費の算定に係る基準の見直しその他の措置を講ずるものとする。
- ② 公立保育所の設置者は、その設置する公立保育所の保育士の給与が真にその職務と責任に応じたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。

※施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日